

十月三十一日及び十一月十日十一日十三日十四日中央
執行委員会、十一月十五日中央委員会を開催した。

十一月十五日の中央委員会は、五時間に亘る慎重審議の
結果、四対二十四を以て左の調停案を可決した。

一、中央委員会の本山鈴木井上以下八名ニ対シ、黨則ヲ三
七条ノ趣旨ニ則リ、全國同盟ニ対シ、コレガ脱退ヲ勸告ス
古回答ハ一週間以内ニ為スベキト。勸告ニ應ゼサル時、處置
ハ中央執行委員会ニ任

二、全國同盟、党役員ニシタル中傷ハ黨ノ社会的信用ヲ
失墜セシメタルモノナルヲ付テ遺憾ノ意ヲ表明セシメ、嚴ニ將
来ヲ戒告ス
コ、表明方法ハ中央執行委員会ニ任

而して中央執行委員会には中央委員会、委託に基づき
一、大阪市内に在る陳謝文ヲ、ヒラ五枚枚、全國同盟機關
紙、市内大新聞紙上ニ於テ發表スルコト

陳謝文

第一 先ニ我輩が労働総同盟幹部ニシテ党役員タルモノニ對シ
個人的中傷ヲ行ヒタルハ、當時組合對立ノ抗争渦中ニアリシ
故トシテ、党、社会的信用ヲ傷クルコト大ナルモノアルヲ感シ、
茲ニ黨本部ニ對シ陳謝ノ意ヲ表シ、併シテ今後嚴ニ斯ク
如キ言動ヲ為サザルコトヲ聲明ス

労働組合 全國同盟

社会民主党本部中

二、我輩が同志間ニ如何ナル紛争ヲ生ズルモ、個人ニ對シ根柢ナキ
中傷的事實ヲ社会的ニ流布宣付スルガ如キハ、黨ノ統制ヲ攪
亂スルノ面目ヲ汚損スルモノナリト信スル。斯ク如キ行為ニ
對シテハ今後嚴ニ處置スベキモノト認メル。

労働組合 全國同盟